

東弁2022人権第574号

2023年3月16日

府中刑務所

所長 小林 祐一 殿

東京弁護士会

会長 伊井 和彦

人権救済申立事件について（警告）

当会は、申立人S氏からの人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会の調査の結果、貴所に対し、下記のとおり警告いたします。

記

第1 警告の趣旨

- 1 令和元年5月13日、貴所における調髪に際して、申立人は前五分刈りにすることを希望したが、貴所は、申立人が就業している貴所第17工場（以下、「17工場」という。）では原型刈りしか事実上選べない状況であるとして、申立人に原型刈りを事実上強制した。

憲法第13条は、幸福追求に対する国民の権利を保障しており、その一内容として自己に関する事項について自ら決定することのできる権利(自己決定権)を保障しているところ、髪型の自由についても自己決定権の内容として尊重されるべきものである。

貴所が申立人に対して事実上原型刈りしか選べないとしたことは、自己決定権に対する過剰な制約であり、申立人の人権を侵害したものである。

今後は、受刑者について原型刈りしか事実上選べない状況を改善し、少なくとも原型刈り又は前五分刈りのいずれかを選択できる運用に改善するように警

告する。

- 2 令和元年5月27日、申立人が東京弁護士会宛の信書の通数外発信の申請をしたことに対し、貴所は、翌月の発信受付日までわずかな期間であり、緊急性及び必要性が認められないと判断し、翌月の通数内で発信するよう告知の上、当該信書を返戻した。

しかし、在監中の受刑者が弁護士会に宛てて発信する信書は、人権救済の端緒となり得るものであり、また、このような信書を発信する機会を十分に保障すること自体が、受刑者の人権を保障する上で極めて重要であって、貴所が、必要性、緊急性がないと判断して通数外発信を認めなかったことは、申立人の自己の権利の侵害に対する救済を求める権利を過度に制約したものであり、申立人の人権を侵害したものである。

今後は、受刑者が弁護士会に対して発信する信書については、通数外発信の制限の対象外として扱うように警告する。

第2 警告の理由

1 調髪について

(1) 認定した事実

申立人は、令和元年5月13日に調髪を実施した。

調髪に際して、申立人は前五分刈りにすることを希望していた。

しかし、相手方職員が、17工場では原型刈りしか事実上選べない旨教示したため、申立人は原型刈りを選択せざるを得なかった。

(2) 判断

憲法第13条は、幸福追求に対する国民の権利を保障しており、その一内容として自己に関する事項について自ら決定することのできる権利（自己決定権）を保障しているところ、髪型の自由は、個人の美的感覚や生活様式等と結びついており、その人らしさを形成しているという意味において、自己決定権の内容として尊重されるべきものである。

もっとも、懲役刑等は、受刑者に、その罪のしよく罪をさせるとともに、

その更生を図ることを目的として一定期間、施設内に身柄を収容し、矯正を施すものであるから、かかる拘禁目的の達成に必要な限りにおいて、上記自己決定権が制約を受けることがあり得る。しかし、受刑者の自己決定権の制約は、拘禁目的等に照らして合理的なものでなければならず、過剰な制約を行うことは許されない。

受刑者の髪型について、被収容者の保健衛生及び医療に関する訓令（法務省矯医訓第3293号）第6条第2項は、原則として、原型刈りまたは前五分刈りのうち、受刑者が選択するものに調髪すると定めている。

かかる訓令によって、受刑者が選択できる髪型を原型刈りまたは前五分刈りに限定することについて、裁判例の中には、①多数の犯罪性向を有する者を収容して集団生活を営ませるに当たって、集団内の規律や衛生を厳格に維持するために有効かつ必要な手段であること、②逃走防止及び画一的処遇の実現にとって受刑者の外観をある程度統一する必要性があること、③長髪を許容することによって生ずる施設や器具の調達、維持のための財政上の負担増加を回避することができること、④課せられる作業の内容によっては、安全管理上かかる措置が適当であると考えられることから、拘禁目的の達成に必要な限りの制約ということができると判示するものがある（名古屋地方裁判所平成18年8月10日判決・判例タイムズ1240号203頁参照）。

かかる訓令に反して、受刑者が前五分刈りを選択できず、原型刈りしか選択できないとし、受刑者に選択の余地を認めないこととするのは、もはや、上記①ないし④の拘禁目的との関連性がなく、自己決定権に対する過剰な制約というべきである。①ないし④の拘禁目的は、前五分刈りによっても十分達成できるのであり、原型刈りによってしか達成できないものではないからである。

この点、貴所は、17工場の調髪係には、前五分刈りに調髪する技術を有する者がいなかったから原型刈りしか選べなかったと主張しているが、仮にそうであったとしても、受刑者から選択の余地を奪うことが正当化されるものではなく、むしろ調髪係の配置を改善すべきであったものである。このことは、刑務所ごとに異なる側面はあるものの、調髪係が非常勤職員、外部の業者、受刑者など様々な者に対する調髪を実施していることに鑑みれば明ら

かである。

このような中で、技術を有する調髪係の配置を改善することなく、原型刈りしか事実上選べない状況にしておいたことは、申立人の人権を侵害したものである。

2 通数外発信について

(1) 認定した事実

令和元年5月27日、申立人は、東京弁護士会宛ての人権救済申立書について、通数外発信の申請をした。

しかし、貴所は、翌月の発信受付日までわずかな期間であり、緊急性及び必要性が認められないと判断し、翌月の通数内で発信するよう告知の上、当該信書を返戻した。

申立人は、翌6月には東京弁護士会宛ての発信を申請せず、同年7月4日、通数内にて、発信を申請した。

この7月4日の発信は、本件人権救済申立書である。

(2) 判断

在監中の受刑者が弁護士会に宛てて発信する信書は、人権救済の端緒となり得るものであり、また、このような信書を発信する機会を十分に保障すること自体が、受刑者の人権を保障する上で極めて重要である。

この点、刑事施設視察委員会に対して提出する書面や、審査の申請、再審査の申請、矯正管区の長に対する事実の申告及び苦情の申出の書面については、発信通数を超えるものであっても、発信を制限できないものとされている（刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則第79条1号、同2号）。

刑事施設の職員が受刑者に対して人権侵害行為に及んだ場合には、受刑者が萎縮することなく人権救済等を求めることが重要であり、そうした環境を整えておくことが人権救済等を実効あらしめることに役立ち、同種事案の再発防止にも有効と考えられているためである。

この趣旨は、弁護士会が行う人権救済申立制度の役割の重要性に鑑みれ

ば、受刑者が弁護士会に対して発信する信書においても同じく当てはまるものであり、通数外発信の制限の対象外として扱うべきである。最高裁判所第三小法廷平成20年4月15日判決（判例タイムズ1317号85頁）において、田原睦夫裁判官は、補足意見において「今日、被収容者が刑務所内での人権侵犯の被害の救済を申告できる外部の機関としては、事実上、弁護士会の人権擁護委員会が唯一の機関と言えるのである。」「被収容者の申立てにより、第三者機関たる弁護士会の人権擁護委員会の調査により事案の解明が図られることになれば、かかる調査が行われ得るという事実のみで、被収容者に対する人権侵犯事案の発生を抑止する効果が期待できるのである。」と述べている。

したがって、貴所が、必要性、緊急性がないと判断して申立人の弁護士会に対する信書について通数外発信を認めなかったことは、申立人の自己の権利の侵害に対する救済を求める権利を過度に制約するものであり、申立人の人権を侵害したものである。

以上